健／平29-05　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　平成３０年２月６日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

　**医療費控除の手続きの改正について**

平成２９年分の確定申告から「医療費控除」を受ける場合の手続きが改正されました。

改正点①　「医療費の領収書」の提出又は提示が不要となりました。

改正点②　「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

改定点③　 電子申告（e-Tax）をする場合、健保組合の医療費通知データを

アップロードすることで申告が簡素化されることになりました。

**【 改正点① ② 】**

医療費控除の手続きでは、従来「領収書」の提示又は提出が必要でしたが、改正後は不要となり「医療費控除の明細書」の提出が必要になりました。

健保組合が発行した医療費通知の原本を添付すると、明細の記入を省略できることになりましたが、当健保組合の医療費通知はWeb照会であり、電子的に発行された医療通知を

印刷したものは原本と認められない為、添付することはできません。

「医療費控除の明細書」をご自身が作成し添付する必要があり、領収書を申告者が5年間保存する必要がありますのでご注意下さい。

（国税庁HP）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/info-iryouhikoujo.htm>

**【 改正点③ 】e-Taxを利用した電子申告について**

電子申告（e-Tax）については、改正により当健保組合のWeb医療費照会「KOSMO Web」にログインし、ご自身のPC端末へ医療費通知（データ）をダウンロードした後、e-Taxへ医療費通知（データ）をアップロードすることで申告が簡素化されることになりました。

※電子申告（e-Tax）ではマイナンバーカードを利用する為、マイナンバーカードの取得、またそれを読み取るICカードリーダライタの購入が必要になります。

**〈KOSMO Webの医療費通知（データ）ダウンロードの操作手順〉　⇒**　別紙

　健保組合HP「掲示板」<http://www.mgckenpo.jp/keijiban-index.html>

e-Taxの申告や操作方法については、下記の国税庁サイトでご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/info-mynumber2.htm>

（関連リンク）

医療費控除に関する手続きについて（Q&A）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/iryohikozyoQA.pdf>